

各種確認事項

1. 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入検査について、岩手県及び軽米町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、軽米町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の申請日から3年未満に軽米町以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

エ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に軽米町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

オ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2. 町長が警察署長に照会することへの同意事項

申請者及び同居しようとする親族が、暴力団等反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて、町長が警察署長に照会することに同意します。

3. いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び軽米町は、いわて暮らし応援事業の実施に際して得た個人情報について、岩手県及び軽米町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、軽米町において、移住支援事業担当課と住民票担当課間で当該個人情報を共有して利用します。

また、岩手県及び軽米町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。